



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月29日金曜日 第1605号

◇ 目 次 ◇ 規 則

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則.....1081

告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	1081
上島町及び愛南町の人口.....	1081
鳥獣保護区の指定.....	1082
鳥獣保護区の存続期間の更新.....	1082
特別保護地区の指定.....	1086
休猟区の指定.....	1086
銃猟禁止区域の指定.....	1091
銃猟禁止区域の区域変更.....	1092
民生委員の定数の一部改正.....	1092
指定居宅支援事業者の指定（4件）.....	1092
指定居宅サービス事業者の指定.....	1094
指定居宅介護支援事業者の指定.....	1094
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	1095
指定介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	1095
指定居宅サービス事業の廃止.....	1095
指定居宅介護支援事業の廃止.....	1096
新たな土地改良事業の施行の認可（3件）.....	1096
化製場等に関する法律に基づく地域の指定の一部改正.....	1096
愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置の一部改正.....	1096
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	1096
国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定.....	1098
道路の区域変更（県道中山双海線）.....	1099
道路の供用開始（"）.....	1099
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	1099
道路の供用開始（県道吉田宇和島線）.....	1099
道路の供用開始（県道喜路能登線）.....	1099
都市計画事業の認可.....	1100
建築確認申請のO A化に伴う区域指定の一部改正.....	1100

公 告

土地の売払い.....1100

公安委員会規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則.....1101

選挙管理委員会告示

個人演説会等の施設の指定及び名称の変更.....1101

公営企業公告

医療機械の借入れ（3件）.....1101
医療機械の購入（2件）.....1104

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第57号

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則（昭和61年愛媛県規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「第51条第15項」を「第51条第18項」に、「所有者等」を「使用者等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第2180号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち西条市、東予市、小松町及び丹原町が合併し西条市となることに伴い、平成16年11月1日から組合を西条市及び新居浜市が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年11月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年10月22日

○愛媛県告示第2181号

越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村及び同郡岩城村を廃し、その区域をもって同郡上島町を設置し、南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町及び同郡西海町を廃し、その区域をもって同郡愛南町を設置した後の上島町及び愛南町の人口は、次のとおりである。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

上島町 8,605人
愛南町 29,331人

○愛媛県告示第2182号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
三島嶺南鳥獣保護区	四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから同ダム管理支所進入路を南に進み、国道319号に出て、同国道をほぼ南西に進み、県道高知伊予三島線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、富郷橋南端で銅山川に出て、同川右岸を上流に進み、富郷ダムえん堤東端に至る。ここから同ダム常時満水位の貯水線を南に進み、高橋谷橋北端で市道藤原葛川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道葛川城師線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道城師大橋別子山線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ北東に進み、県道猿田三島線との交点に至り、ここから同県道を北東に進み、市道豊坂千野々線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、農道長瀬1号線との交点に至り、ここから同農道をほぼ東に進み、瀬川橋北端で同川に出て、同川左岸を下流に進み、平野橋北端で同国道との交点に至り、ここから同国道を北に進み、同町と同市富郷町との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、法皇山脈	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで	当該地域は、金砂湖県立自然公園があり、銅山川で結ばれた法皇湖及び金砂湖周辺にはカモ類をはじめとする多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、野鳥観察及び環境教育の場として活用を図る。

の稜線^{りょうせん}に至り、ここから同稜線^{りょうせん}を東に進み、市道法皇線に出て、同市道を東に進み、同えん堤東端に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線^{りょうせん}を南ないし南東に進み、同端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

○愛媛県告示第2183号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
阿島長野鳥獣保護区	新居浜市長野の国道11号と南川農道との交点を起点とし、ここから同農道をほぼ北に進み、阿島に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ北東に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南東に進み、県道新居浜土居線との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、市道土居高曾根線との交点に至る。ここから山裾に沿って南西に進み、同国道に出て、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで	当該地域は、針葉樹と広葉樹が混在する林相変化に富む地域であり、タカ類をはじめ多様な鳥獣が生息していることから、特に良好な鳥獣の生息地となっている国有林及び新居浜市民の森自然公園等について鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
奥道後鳥獣保護区	松山市末町の国道317号と市道湯山4号線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道湯山39号線との交点に	同 上	当該地域は、広葉樹と針葉樹が混在する林相変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息

<p>至り、ここから同市道を北に進み、市道湯山57号線との交点に至り、ここから稜線^{りょうせん}を北に進み、標高点(387メートル)及び三角点(513.6メートル)を経て、更に稜線^{りょうせん}を北東に進み、県道湯山北条線とウツパリ道との交点に至り、ここから同道を東に進み、市道五明10号線に出て、同市道を南に進み、市道湯山24号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、同国道に出る。ここから堂ノ峠^{りょう}に通じる稜線^{りょうせん}をほぼ南に進み、八幡若宮神社裏を経て、更に同稜線^{りょうせん}を南東に進み、同峠で谷沿いの山道に出る。ここから同山道を南西に進み、市道湯山15号線に出て、同市道を南西に進み、宿野々橋東端に至る。ここから稜線^{りょうせん}をほぼ東に進み、標高点(441メートル)及び三角点(668.9メートル)を経て、更に稜線^{りょうせん}を北東ないし南東に進み、標高点(642メートル)に至る。ここから小屋峠^{りょう}に通じる稜線^{りょうせん}を南に進み、同峠で稜線^{りょうせん}沿いの山道に出る。ここから同山道を西ないし南に進み、観音山三角点(518.1メートル)で旧小野村と旧久米村との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西ないし西に進み、旧小野村と旧久米村と旧湯山村との境界の交点に至る。ここから稜線^{りょうせん}を北西ないし北に進み、横谷調整池に至る。ここから同池の流水路を西に進み、国道317号に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>	<p>ここから同農道を北東に進み、落合に通じる畑総管理道との交点に至り、ここから同管理道を北東に進み、院内川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、大本神社前に至る。ここから稜線^{りょうせん}を南東に進み、標高点(559メートル)を経て、更に稜線^{りょうせん}を南東に約400メートル進み、林道雄鹿2号線に出る。ここから同林道をほぼ南東に進み、同県道に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>
<p>高縄鳥獣保護区</p>	<p>同 上</p>	<p>北条市池蔵堂の県道湯山高縄北条線と善応寺農道との交点を起点とし、</p>	<p>当該地域は、広葉樹と針葉樹が混在する林相の変化</p>
<p>佐礼谷鳥獣保護区</p>	<p>同 上</p>	<p>伊予郡双海町大字上灘の国道56号と県道中山双海線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、町道赤海線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、県道中山伊予線に出て、同県道を南に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、同国道に出て、同国道を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>当該地域は、広葉樹と針葉樹が混在する林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>
<p>芋坂鳥獣保護区</p>	<p>同 上</p>	<p>上浮穴郡久万高原町父野川の国道380号と町道芋坂線との交点を起点とし、ここから同町道をほぼ南に進み、同郡小田町に至る作業道との交点に至り、ここから同作業道を南西に進み、久万高原町と小田町との境界に至り、ここから馬之地山に至る稜線^{りょうせん}を西に進み、同</p>	<p>当該地域は、人工林が多くを占める当地方にあって、所々に天然林が残されており、鳥獣の貴重な生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。ま</p>

	<p>山に至り、ここから久万高原町と小田町との境界を西ないし北に進み、町道真弓線に出て、同町道を東ないし西に進み、同国道に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>た、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>	<p>諏訪崎鳥獣保護区</p> <p>県道舌間八幡浜線と市道諏訪崎線との交点を起点とし、ここから南東に直進し、海岸線に出る。ここからその海岸線を西に進み、諏訪崎に至り、ここから更にその海岸線を東に進み、市道鯛引線に至り、ここから同市道を東ないし北に進み、同県道に出て、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、落葉広葉樹林などが多くを占める林相の変化に富んだ地域であり、宇和海に伸びる細長い岬という特殊な地形条件のもと、メジロ、ホオジロ、ウグイスなどをはじめとする鳥類やタヌキ、ノウサギなどの多くの獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、鳥獣の生息地となる環境を適切に保持し、鳥獣に対して著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、鳥獣の保護活動や観察の場、子供達の人間性を育む場として活用を図る。</p>
<p>権現山鳥獣保護区</p>	<p>八幡浜市と西宇和郡保内町との境界と国道197号との交点を起点とし、ここから同境界を南西に進み、権現山三角点(364.2メートル)を経て、更に同境界を南西に進み、矢野崎で海岸線に出る。ここからその海岸線を北に進み、松が鼻を経て、更にその海岸線を南東ないし北東に進み、馬越部落で県道八幡浜保内線に至り、ここから同県道を北に進み、町道楠町本通線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道川之石喜須来線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道喜須来川之石線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、町道市楽線との交点に至る。ここから同町道を南東に進み、町道オサキ1号線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、町道オサキ2号線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北に進み、町道神越(B)線との交点に至る。ここから同町道を南東ないし北に進み、町道喜須来川之石線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、同国道に出て、同国道を南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、都市部近郊でありながら鳥獣の生育に適した広葉樹林がまとまって存在する地域であり、メジロ、シジュウカラ、ウグイス等の鳥類やイノシシ、ノウサギ、タヌキ等の獣類の貴重な生育場所となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣に対して著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、鳥獣の保護活動や観察の場、子供達の人間性を育む場として活用を図る。</p>	<p>卯之町鳥獣保護区</p> <p>西予市宇和町鬼窪の県立宇和高等学校正門前の県道鳥坂宇和線と市道(宇)旧町地区238号線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、卯之町市街住宅地東端に至り、ここから林野と市街住宅地、学校、病院等との境界を北西に進み、鬼窪9区の本如院前で市道(宇)旧町地区71号線に出る。ここから同市道を北ないし北西に進み、松葉城趾標柱設置地点で山道との交点に至り、ここから同山道を東に進み、コエン峠及び中川財産区有林と田之筋財産区有林との境界の辻を経て、更に同山道を北東に進み、市道(宇)田之筋地区57号線に出て、同市道を</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、市街地に隣接する里山の樹林帯であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に努めるとともに、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>

	<p>東に進み、新城の川田前橋東端に至る。ここから岩瀬川左岸を下流に進み、明石の七夕橋東端で市道(宇)田之筋地区90号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道(宇)田之筋地区87号線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道(宇)田之筋地区112号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道(宇)田之筋地区122号線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、同県道を出て、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>						<p>すことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>
<p>篠山鳥獣保護区</p>	<p>国有林2016林班並びに県有林御槇事業所1号6林班中い及びびの各小班並びに県有林横川事業所2林班の区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、多種多様な鳥獣の重要な生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、適宜に巡視を実施し、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>	<p>伏越鳥獣保護区</p>	<p>西予市城川町下相の国道197号と県道城川橋原線との交点を起点とし、ここから同県道を北東ないし東に進み、市道(城)土居古市線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、古市の三島橋東端で三滝川に出て、同川右岸を下流に進み、新古市橋西端で同国道との交点に至り、ここから同国道をほぼ西ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、集落に隣接する里山の樹林帯であり、多様な鳥獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場として活用するほか、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>
<p>高茂鳥獣保護区</p>	<p>南宇和郡愛南町船越の権現山(490.7メートル)を起点とし、ここから稜線<small>りょうせん</small>を南ないし東に進み、御立鼻で海岸線に出る。ここからその海岸線を西に進み、鼻面岬及び高茂岬を経て、更にその海岸線をほぼ北に進み、耳毛に至る。ここから稜線<small>りょうせん</small>を南西ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、足摺宇和海国立公園の第二種特別地域内にあり、全域が多様な鳥獣の生息に適した森林地帯であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、適宜に巡視を行い、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼ</p>	<p>忽那七島海域鳥獣保護区</p>	<p>北条市波妻の鼻を起点とし、ここから伊予郡松前町の国近川右岸河口に至る海岸線並びに同河口から温泉郡中島町由利島南端、同島西端、同町津和地島友落鼻、同島剣ノ鼻、同島氏神鼻、同町小館場島北端、同市小安居島北端及び起点を順次結んだ直線に囲まれた区域のうち、愛媛県の区域の海面並びに松山市の釣島及び温泉郡中島町の島(中島本島、睦月島、怒和島、二神島、野忽那島及び津和地島を除く。)全域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、県下最大の海域の鳥獣保護区であり、主としてアビなどの希少種が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>
				<p>千足宮内鳥獣</p>	<p>伊予郡砥部町宮内の町道千足林久線と町道宮内</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、砥部町総合公園に隣</p>

保護区	塩ヶ森線との交点を起点とし、ここから同町道をほぼ南東に進み、農道天王山線との交点に至り、ここから同農道をほぼ南西に進み、砥部町総合公園の敷地を囲むフェンスの南端に至る。ここから同フェンスに沿ってほぼ北東に進み、町道千足林久線に出て、同町道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	接しており、人と野生鳥獣との共生区域である。林相は、主に広葉樹であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
-----	---	---

佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区	伊予郡中山町大字佐礼谷の県道中山伊予線と県道広田双海線との交点を起点とし、ここから同県道を南西ないし西に進み、犬寄部落に至り、ここから通称赤海山の稜線 ^{りょうせん} を北東に進み、町道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	佐礼谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。
芋坂鳥獣保護区特別保護地区	上浮穴郡久万高原町父野川の林道芋坂支線と町道芋坂線の交点を起点とし、ここから同町道をほぼ南に進み、同郡小田町に至る作業道との交点に至り、ここから同作業道を南西に進み、久万高原町と小田町との境界に至り、ここから馬之地山 ^{りょう} に至る稜線 ^{りょうせん} を西に進み、同山を経て、同林道終点に至る稜線 ^{りょうせん} を北ないし東に進み、同林道に出て、同林道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該地域は広葉樹林と針葉樹林が混在する林相変化に富む地域であり、ムササビをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

○愛媛県告示第2184号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区	四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖常時満水位の貯水線をほぼ南西に進み、小川橋東端に至り、ここから同橋を渡り、同橋西端で再び同線との交点に至り、ここから同線をほぼ西に進み、平野橋南端に至り、ここから同橋を渡り、同橋北端で再び同線に至り、ここから同線をほぼ東に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで	三島嶺南鳥獣保護区のうち、多くの水鳥が生息する水面を特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、自然とのふれあいや野鳥観察及び保護活動を通じた環境教育の場として活用を図ることとし、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

○愛媛県告示第2185号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間			
中尾休猟区	四国中央市富郷町豊坂の赤星山三角点(1,453.2メートル)を起点とし、ここから宗兵衛谷川支流に通じる谷をほぼ南東に進み、同支流に出て、同支流右岸を下流に進み、宗兵衛谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、宗兵衛橋南端で県道高知伊予三島線との交点に至り、ここから同県道を南西ないし西に進み、同市と新居浜市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東ないし北西に進み、同市と旧伊予三島市と旧土居町との境界の交点に至り、ここから旧伊予三島市と旧土居町との境界を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成16年11月1日から平成19年10月31日まで		市との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、物住頭(1,634.3メートル)に至り、ここから稜線を南西に進み、西赤石山三角点(1,626.1メートル)を経て、更に稜線を南西に進み、銅山越に至る。ここから通称銅山越山道をほぼ北西に進み、県道新居浜別子線の新仙雲橋北端に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
上野休猟区	四国中央市土居町入野の国道11号と浦山川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、宮久保川との合流点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、中の川橋西端で林道中の川線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南西に進み、二ツ岳登山道との交点に至る。ここから同登山道をほぼ南東に進み、同市と新居浜市との境界に至り、ここから境界を西に進み、二ツ岳三角点(1,647.3メートル)及びエビラ山(1,677メートル)を経て、同市と旧関川村と旧土居村との境界の交点に至り、ここから旧関川村と旧土居村との境界を北に進み、熊鷹山(1,098メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、住友林業株式会社の防火帯に至る。ここから同防火帯北側をほぼ西に進み、境谷川橋東端で関川に出て、同川右岸を下流に進み、赤石橋東端で同国道との交点に至り、ここから同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	早川休猟区	西条市大町の国道11号の加茂川橋東端を起点とし、ここから同国道をほぼ北東に進み、亀の甲部落で同市と新居浜市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、ジョウシウネ三角点(1,381.8メートル)に至り、ここから市之川に至る谷を北西に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、丸野部落及び白目部落を経て、更に同岸を下流に進み、木挽原部落で加茂川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
立川山休猟区	新居浜市角野新田町の新田橋東端を起点とし、ここから市道角野船木線を東に進み、市道新田種子川線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、松山自動車道側道との交点に至り、ここから同側道を東に進み、林道東種子川線との交点に至り、ここから同林道を南東に進み、上兜山(1,561メートル)に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南に進み、魔戸の滝上部を経て、更に同山道を尾根に沿って南東に進み、同山で同市と四国中央	同 上	黒谷休猟区	西条市河之内の市道夜討ヶ窪線の日の谷橋北端を起点とし、ここから同市道を西に進み、林道河之内支線との交点に至り、ここから同林道並びにこれに続く作業道を西に進み、河之内部落と黒谷部落との境界に至り、ここから同境界を西に進み、同市と越智郡玉川町との境界に至る。ここから同境界を北に進み、五葉が森三角点(840.6メートル)で同市と同町と同郡朝倉村との境界の交点に至る。ここから同市と同村との境界を北東に進み、市道黒谷浅地線に出て、同市道を南東ないし南西に進み、市道黒谷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、天川部落に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、市道天川西線に出る。ここから同市道を南に進み、市道天川線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、同市道終点で夜討ヶ窪部落に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南西に進み、三角点(425.9メートル)に至り、ここから谷を南に進み、日の谷川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
			谷ヶ内休猟区	西条市小松町石鎚の同町と旧西条市との境界と高瀑に源を発する加茂川左岸との交点を起点とし、ここから同川	同 上

	<p>左岸を上流に進み、御来光滝を経て、高瀑橋西端で林道折掛石鎚線との交点に至り、ここから同林道を北東ないし南に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、同町と同市丹原町との境界に至り、ここから同境界を北に進み、三ヶ森三角点(1377.6メートル)を経て、更に同境界を北に進み、林道戸石天ヶ峠線に出て、同林道を東に進み、横峰寺に通じる参道との交点に至る。ここから同参道を東に進み、天ヶ峠を経て、更に同参道を北東に進み、間伐作業道横峰天ヶ峠線に出て、同作業道を北東に進み、再び同参道との交点に至り、ここから同参道を北東に進み、小松町と旧西条市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>海岸線に出て、その海岸線をほぼ東ないし南に進み、金ヶ崎を経て、更にその海岸線をほぼ南西に進み、矢里頭崎及び松ヶ鼻を経て、更にその海岸線をほぼ西に進み、神田川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、同国道との交点に至り、ここから同国道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>楠窪休猟区</p>	<p>西条市丹原町志川の中山川と志河川との合流点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、天流三ヶ森橋南端で市道小谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、余野部落に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南に進み、余野谷に至り、ここから同谷をほぼ西に進み、鞍瀬川に出て、同川右岸を下流に進み、中山川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>本谷休猟区</p>	<p>北条市片山の国道196号と市道河野五明線との交点を起点とし、ここから同市道を東に進み、佐古で農道1号線との交点に至り、ここから同農道を東に進み、高山部落で農道3号線との交点に至り、ここから同農道を南東に進み、牛谷部落を経て、幸次が峠で同市と松山市との境界に至り、ここから同境界を南ないし西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>大島南休猟区</p>	<p>越智郡吉海町と同郡宮窪町の大島の区域の内、国道317号(自動車専用道路でない区間)及びその延長線で分断される南側の区域</p>	<p>同 上</p>	<p>庄府休猟区</p>	<p>北条市才之原の神途橋東端を起点とし、ここから県道才之原菊間線を北東ないし北に進み、同市と越智郡菊間町との境界に至り、ここから同境界を南東ないし南に進み、温戸峠に至る。ここから立岩ダムに至る山道を西に進み、市道大同谷線に出て、同市道を西ないし南に進み、市道米之野高縄線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、県道北条玉川線に出て、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>木浦休猟区</p>	<p>越智郡伯方町大字叶浦の国道317号(自動車専用道路でない区間)と町道北浦叶浦線との交点を起点とし、ここから同町道をほぼ東に進み、町道寺山線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道富計の池線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、町道叶浦越線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、町道国道堀田奥線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、町道国道北浦越線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、再び町道北浦叶浦線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、町道古江山田線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、通称入川に出て、同川右岸を下流に進み、養殖場北端の</p>	<p>同 上</p>	<p>大平休猟区</p>	<p>伊予郡砥部町大字千足の国道33号と国道379号との交点を起点とし、ここから同国道を北西に進み、通谷池東側を通る農道との交点に至り、ここから同農道を北東に進み、同町と松山市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、菴川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、千里口橋北端で同国道との交点に至り、ここから同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
	<p>同川右岸を下流に進み、養殖場北端の</p>		<p>東川休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町東川の国道494号と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同県道を西ないし北に進み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、直瀬と七鳥と同町本組との境界の交点に至り、ここから旧面河村と旧美川村との境界を東に進み、四辻ノ森三角点(</p>	<p>同 上</p>

	1 201 3メートル)を経て、更に同境界をほぼ東に進み、三光ノ辻山三角点(1 215 3メートル)で同町と高知県との境界に至り、ここから同境界を南に進み、境野隧道で同国道に出て、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		乙景山休 猟区	喜多郡内子町大瀬中央の国道379号と県道池田中山線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、程内部落を経て、更に同県道をほぼ西に進み、杖窪部落を経て、更に同県道を南西ないし北東に進み、同町と伊予郡中山町との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同町と内子町と伊予郡広田村との境界の交点に至り、ここから同町と同村との境界を南東に進み、同町と同村と上浮穴郡小田町との境界の交点に至り、ここから同町と内子町との境界を南に進み、同国道に出て、同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
中津休 猟区	上浮穴郡久万高原町中津の愛媛県と高知県との境界と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道を西ないし北に進み、中津と同町日野浦との境界に至り、ここから同境界を北ないし東に進み、中津山三角点(1 540 6メートル)で再び両県の境界に至り、ここから同境界を南東ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	川上真穴 二及休 猟区	八幡浜市と西予市との境界上の飯之山三角点(345.6メートル)を起点とし、ここから稜線を東ないし南に進み、堂ヶ森(317.1メートル)を経て、更に稜線を南西ないし南に進み、同市三瓶町朝立と同町垣生との境界で海岸線に出る。ここからその海岸線を南西に進み、須崎に至り、ここから更にその海岸線をほぼ北に進み、頃時鼻、竜崎、岡の鼻及び庄崎を経て、更にその海岸線を北東に進み、八幡浜市舌間の県道舌間八幡浜線と国道378号との交点に至り、ここから同国道を北東に進み、県道八幡浜宇和線との交点に至る。ここから稜線を南に進み、深山三角点(423.5メートル)を経て、両市の境界に至り、ここから同境界を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域及び八幡浜市のねずみ島、岡蕪島、沖蕪島、粟の小島、大島、三王島、地大島、貝付小島全域並びに西予市の巴理島全域	同 上
立石休 猟区	上浮穴郡小田町吉野川の同町と喜多郡内子町との境界と国道379号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ東に進み、国道380号との交点に至り、ここから同国道をほぼ南東に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道を南ないしほぼ東に進み、小田町と同郡河辺村との境界に至る。ここから同境界を南西ないし北西に進み、寒台山三角点(895.3メートル)を経て、同町と同村と内子町との境界の交点に至り、ここから同町と小田町との境界を北西ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	鳥殿休 猟区	西予市宇和町卯之町の県道鳥坂宇和線と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道を北に進み、同町久保で同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ東ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、卯之町鳥獣保護区及び閑地池銃猟禁止区域の区域を除いた区域	同 上
恋木休 猟区	大洲市新谷の国道56号と県道柳沢新谷(停)線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、市道新谷八多喜新町線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道有木蛙ヶ峠線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道藤縄線との交点に至り、ここから同市道を西ないしほぼ北に進み、県道藤縄長浜線に出て、同県道をほぼ北東に進み、県道柳沢新谷(停)線との交点に至り、ここから同県道を東ないし南に進み、市道恋木内子線との交点に至り、ここから同市道を東ないし南東に進み、同市と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、同市と同町と喜多郡五十崎町との境界の交点に至り、ここから同市と同町との境界を南西に進み、国道56号に出て、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	大判山休 猟区	西予市野村町鳥鹿野の鳥鹿野橋東端を起点とし、ここから市道(野)鳥鹿野線を南に進み、国道441号に出て、同国道をほぼ南東に進み、市道(野)鮎返河西線との交点に至る。ここから同市道を西ないしほぼ南に進み、市道(野)出合河西線との交点に至り、こ	同 上

	<p>こから同市道を南東に進み、県道宇和野村線に出て、同県道を南西に進み、同町と同市宇和町との境界に至る。こから同境界を北西ないし北に進み、大野山三角点(796.6メートル)を経て、更に同境界を約400メートル北に進み、林道藤ヶ成線に至る谷に至り、こから同谷を南東に進み、市道(野)籠谷線を横断し、同林道に出て、同林道を南東に進み、市道(野)寺谷線に出て、同市道を南東に進み、市道(野)寺谷梶原橋詰線との交点に至り、こから同市道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>み、三角点(762.9メートル)を経て、更に同境界を南ないし北西に進み、三角点(378.8メートル)を経て、更に同境界を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>雨包、窪野休猟区</p>	<p>西予市城川町窪野の市道(城)程野線と県道城川橋原線との交点を起点とし、こから同県道をほぼ北に進み、県道大芽辰ノ口線との交点に至り、こから同県道をほぼ北に進み、林道雨包線との交点に至る。こから同林道をほぼ北西に進み、同町と同市野村町との境界に至り、こから同境界を北東に進み、城川町と野村町と高知県との境界の交点に至り、こから城川町と高知県との境界をほぼ南に進み、三角点(929.0メートル)に至る。こから林道大規模上高地線の起点に通じる稜線<small>りようせん</small>を西に進み、同林道に至り、こから同林道を西に進み、同林道終点に至る。こから稜線をほぼ西に進み、林道熊の谷線に出て、同林道を西ないし北に進み、市道(城)程野線に出て、同市道を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>広見休猟区</p>	<p>北宇和郡広見町と同郡松野町との境界とJR四国予土線との交点を起点とし、こから同線を北西に進み、国道441号との交点に至り、こから同国道をほぼ北東に進み、町道出日本町線との交点に至る。こから同町道をほぼ南東に進み、国道320号に出て、同国道を東に進み、町道新田豊永線との交点に至る。こから同町道を北東ないし東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北ないし東に進み、町道小松延川線との交点に至る。こから同町道を南に進み、県道下鍵山松野線に出て、同県道を西に進み、町道長穂線との交点に至る。こから同町道を南に進み、戸祇御前山三角点(946.1メートル)に通じる山道との交点に至り、こから同山道を稜線<small>りようせん</small>に沿ってほぼ南ないし南東に進み、同山で広見町と同郡日吉村との境界に至り、こから同境界を南東に進み、同町と同村と松野町との境界の交点に至り、こから両町の境界を南西ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>二名休猟区</p>	<p>北宇和郡三間町と同郡広見町との境界とJR四国予土線との交点を起点とし、こから同線を北西に進み、同線二名駅で町道波岡中野線との交点に至る。こから同町道を北に進み、町道川之内中野線との交点に至り、こから同町道を北に進み、町道宮野下川之内線との交点に至る。こから同町道を北に進み、町道山ノ神線との交点に至り、こから同町道をほぼ北に進み、西予市野村町深山に通じる山道との交点に至り、こから同山道を谷沿いに北ないし北東に進み、三間町と同市との境界に至る。こから同境界を東に進み、三角点(897.0メートル)を経て、更に同境界を北東に進み、同町と同市と広見町との境界の交点に至る。こから両町の境界をほぼ南東に進</p>	<p>同上</p>	<p>野井、山財休猟区</p>	<p>北宇和郡津島町と宇和島市との境界と町道松尾線との交点を起点とし、こから同境界をほぼ南東ないし北東に進み、権現山三角点(952.4メートル)を経て、鬼が城山(1,151メートル)に至る。こから谷をほぼ南西に進み、町道御代ノ川線に出て、同町道をほぼ南西に進み、県道御代の川清重線に出る。こから同県道を南西ないし北西に進み、県道宿毛津島線との交点に至り、こから同県道を北西に進み、国道56号に出る。こから同国道を北に進み、町道松尾線との交点に至り、こから同町道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
			<p>緑休猟区</p>	<p>南宇和郡愛南町城辺甲三島の城辺橋南端を起点とし、こから僧都川左岸を上流に進み、大久保川との合流点に至る。こから稜線<small>りようせん</small>をほぼ北に進み、観音森三角点(779.0メートル)を経て、旧城辺町と旧一本松町との境界に至る。こから同境界を南東に進み、羽子山三角点(730.0メートル)を経</p>	<p>同上</p>

て、更に同境界を南東ないし南西に進み、町道垣内満倉線に出て、同町道を西に進み、県道宿毛城辺線に出て、同県道を北西に進み、国道56号に出る。ここから同国道を西に進み、県道一本松城辺線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、県道宇和島城辺線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、県道長月城辺線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

北東に進み、農道に出る。ここから同農道を約 100 メートル北北に進み、湯の山東三丁目の私道北端に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を東に進み、同私道に出て、同私道をほぼ南に進み、市道湯の山 4 号線に出て、同市道を南に進み、同国道に出て、同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

大池周辺
銃猟禁止
区域

松山市北梅本の県道松山川内線と市道小野 8 号線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、悪社川を越えた最初の農道との交点に至り、ここから同農道を北に進み、市道小野 39 号線に出て、同市道を北に進み、市道小野 9 号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道小野 146 号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道小野 8 号線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道小野 35 号線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道小野 8 号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同 上

小久永銃
猟禁止区
域

西予市宇和町久枝の市道（宇）2 級路線 11 号線と市道（宇）1 級路線 8 号線との交点を起点とし、ここから同市道を南ないし西に進み、市道（宇）旧町地区 109 号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道（宇）1 級路線 7 号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、小野田牧場南端の峠に至る。ここから稜線を西ないし北西に進み、三角点（368.9 メートル）を経て、更に稜線を北東に進み、市道（宇）旧町地区 147 号線に出て、同市道を南東に進み、市道（宇）2 級路線 11 号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同 上

夫婦池銃
猟禁止区
域

西予市宇和町新城の市道（宇）田之筋地区 71 号線と県道鳥坂宇和線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道（宇）田之筋地区 69 号線との交点に至り、ここから同市道並びにこれに続く養鶏場に通じる里道（通称新高線）をほぼ東に進み、農地と林野の境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、墓地を経て、市道（宇）田之筋地区 71 号線に出て、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区

同 上

○愛媛県告示第2186号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
正木谷銃 猟禁止区 域	新居浜市大生院の天神社鳥居を起点とし、通称正法寺山稜線を南に進み、六地藏三角点（568.1 メートル）に至り、ここからマゴジャ谷並びにこれに続く正木谷西の稜線沿いの山道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
本谷公園 銃猟禁止 区域	西条市河之内の市道三芳河之内線と市道才土線との交点を起点とし、ここから同市道を約 250 メートルほぼ南東に進み、ここから稜線を南に進み、標高点（313.9 メートル）を経て、更に稜線を南西に進み、大袋谷に至る。ここから稜線を南ないし南西に進み、弓場谷に至り、ここから同谷を約 40 メートル南東に進み、ここから稜線を南西に進み、東谷川に出て、同川左岸を下流に進み、市道国山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、市道大地線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道三芳河之内線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
湯ノ山銃 猟禁止区 域	松山市末町の国道 317 号と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、グリーンヒルズ湯の山エレベーター登り口前を経て、更に同県道を北西に約 200 メートル進み、用水路との交点に至る。ここから同水路並びにこれに続く谷筋を	同 上

山財ダム銃猟禁止区域	北宇和郡津島町大字山財の山財ダムえん堤北端を起点とし、ここから町道山財ダム循環線をほぼ北東に進み、横平橋東端で県道御代の川清重線に出て、同県道をほぼ南西に進み、同えん堤南端に至り、ここから同ダムえん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	同上
------------	---	----

	から同池西側の通称河北山 <small>ひょう</small> の稜線 ^{りょうせん} を北に進み、林道長谷芳谷線に出て、同林道を北西に進み、林道頂上西谷線との交点に至る。ここから同林道をほぼ西に進み、住友共同電力の鉄塔3番に通じる保線道との交点に至り、ここから同保線道をほぼ西に進み、同境界に至り、ここから同境界を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
--	---	--

○愛媛県告示第2187号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域の区域を変更する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間
河北山銃猟禁止区域	新居浜市と西条市との境界と県道壬生川新居浜野田線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、新居浜警察署前田交番前で市道原地庄内線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、県道新居浜港線に出る。ここから同県道をほぼ南に進み、滝之宮橋南端で東川に出て、同川左岸を上流に進み、西河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、北河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、山神池に至る。ここ	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

○愛媛県告示第2188号

民生委員の定数（平成13年8月愛媛県告示第1416号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

表中「 | 西予市 | 166 | 」を

「 西予市 166 」	に改め、
「 東温市 63 」	
「 魚島村 3 」	
「 弓削町 12 」	を削り、
「 生名村 8 」	
「 岩城村 8 」	
「 重信町 34 」	を「 上島町 31 」に、
「 川内町 29 」	
「 内海村 11 」	
「 御荘町 25 」	を
「 城辺町 29 」	
「 一本松町 15 」	
「 西海町 18 」	
「 愛南町 98 」	に改める。

○愛媛県告示第2189号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300149115	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	稲本 一	児童居宅介護	弓削居宅介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削218番地の2	平成16年10月1日
38000300150113	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	稲本 一	児童居宅介護	生名居宅介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成16年10月1日
38000300151111	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	稲本 一	児童居宅介護	岩城居宅介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	平成16年10月1日
38000300152119	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	菊地 信武	児童居宅介護	愛南町社協内海居宅介護事業所	南宇和郡愛南町柏434番地1	平成16年10月1日
38000300153117	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	菊地 信武	児童居宅介護	愛南町社協御荘居宅介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	平成16年10月1日
38000300154115	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	菊地 信武	児童居宅介護	愛南町社協城辺居宅介護事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	平成16年10月1日
38000300155112	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	菊地 信武	児童居宅介護	愛南町社協一本松居宅介護事業所	南宇和郡愛南町増田5049番地1	平成16年10月1日
38000300156110	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	菊地 信武	児童居宅介護	愛南町社協西海居宅介護事業所	南宇和郡愛南町櫻月212番地1	平成16年10月1日

○愛媛県告示第2190号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100157110	社会福祉法人上島町 社会福祉協議会	越智郡上島町岩城22 39番地	稲 本 一	身体障害者居 宅介護	弓削居宅介護事業所	越智郡上島町弓削上 弓削218番地の2	平成16年 10月1日
38000100158118	社会福祉法人上島町 社会福祉協議会	越智郡上島町岩城22 39番地	稲 本 一	身体障害者居 宅介護	生名居宅介護事業所	越智郡上島町生名21 33番地の3	平成16年 10月1日
38000100159116	社会福祉法人上島町 社会福祉協議会	越智郡上島町岩城22 39番地	稲 本 一	身体障害者居 宅介護	岩城居宅介護事業所	越智郡上島町岩城22 39番地	平成16年 10月1日
38000100160114	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	身体障害者居 宅介護	愛南町社協内海居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町柏43 4番地1	平成16年 10月1日
38000100161112	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	身体障害者居 宅介護	愛南町社協御荘居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町御荘 平城2139番地	平成16年 10月1日
38000100162110	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	身体障害者居 宅介護	愛南町社協城辺居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町城辺 甲2487番地	平成16年 10月1日
38000100163118	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	身体障害者居 宅介護	愛南町社協一本松居 宅介護事業所	南宇和郡愛南町増田 5049番地1	平成16年 10月1日
38000100164116	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	身体障害者居 宅介護	愛南町社協西海居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町櫻月 212番地1	平成16年 10月1日

○愛媛県告示第2191号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200180111	社会福祉法人上島町 社会福祉協議会	越智郡上島町岩城22 39番地	稲 本 一	知的障害者居 宅介護	弓削居宅介護事業所	越智郡上島町弓削上 弓削218番地の2	平成16年 10月1日
38000200181119	社会福祉法人上島町 社会福祉協議会	越智郡上島町岩城22 39番地	稲 本 一	知的障害者居 宅介護	生名居宅介護事業所	越智郡上島町生名21 33番地の3	平成16年 10月1日
38000200182117	社会福祉法人上島町 社会福祉協議会	越智郡上島町岩城22 39番地	稲 本 一	知的障害者居 宅介護	岩城居宅介護事業所	越智郡上島町岩城22 39番地	平成16年 10月1日
38000200183115	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	知的障害者居 宅介護	愛南町社協内海居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町柏43 4番地1	平成16年 10月1日
38000200184113	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	知的障害者居 宅介護	愛南町社協御荘居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町御荘 平城2139番地	平成16年 10月1日
38000200185110	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	知的障害者居 宅介護	愛南町社協城辺居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町城辺 甲2487番地	平成16年 10月1日
38000200186118	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	知的障害者居 宅介護	愛南町社協一本松居 宅介護事業所	南宇和郡愛南町増田 5049番地1	平成16年 10月1日
38000200187116	社会福祉法人愛南町 社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本 松5049番地1	菊 地 信 武	知的障害者居 宅介護	愛南町社協西海居宅 介護事業所	南宇和郡愛南町櫻月 212番地1	平成16年 10月1日

○愛媛県告示第2192号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300157126	愛南町	南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地	中 田 廣	児童デイサー ビス	通園（デイサービス） 事業おれんじくら ぶ	南宇和郡愛南町御荘 平城5274番地	平成16年 10月1日

○愛媛県告示第2193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3871400218	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	通所介護	あんしんの家	愛媛県西予市宇和町新城1072番地	平成16年9月1日
3874000387	有限会社沙羅	高知県中村市京町一丁目12番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあけぼの	愛媛県南宇和郡一本松町増田5362	平成16年9月2日
3870104282	有限会社えがおトモ企画	愛媛県松山市東方町甲2265番地1	通所介護	えがおデイサービスセンター	愛媛県松山市津吉町甲611番地8	平成16年9月8日
3870104290	有限会社メディケアサポート	愛媛県松山市若葉町7番5号	通所介護	デイサービスわかば	愛媛県松山市若葉町7番5号	平成16年9月8日
3870104308	有限会社メディケアサポート	愛媛県松山市若葉町7番5号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームわかば	愛媛県松山市若葉町7番6号	平成16年9月8日
3873200814	社会福祉法人興風会	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	訪問介護	幸風園	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	平成16年9月17日
3873200814	社会福祉法人興風会	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	通所介護	幸風園	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	平成16年9月17日
3873200814	社会福祉法人興風会	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	短期入所生活介護	幸風園	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	平成16年9月17日
3873200814	社会福祉法人興風会	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	特定施設入所者生活介護	幸風園	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	平成16年9月17日
3871500017	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	愛媛県東温市田窪300番地2	訪問介護	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	愛媛県東温市田窪300番地2	平成16年9月21日
3874000395	ケアセンター幸有限会社	愛媛県宇和島市宮下乙97番地7	通所介護	デイサービス幸	愛媛県南宇和郡内海村柏386番地	平成16年9月21日
3870104316	医療法人榎野クリニック	愛媛県松山市萱町一丁目5番6号	訪問介護	ジョイフルケア	愛媛県松山市萱町一丁目5番6号	平成16年9月24日
3871100354	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスンほうじょうケアセンター	愛媛県北条市辻1126-1	平成16年9月28日
3871100354	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	福祉用具貸与	株式会社コムスンほうじょうケアセンター	愛媛県北条市辻1126-1	平成16年9月28日
3870104324	有限会社佐伯電器	愛媛県松山市古川北三丁目4番32号	訪問介護	パーソナルアシスタント青空	愛媛県松山市古川北三丁目4番32号	平成16年9月30日
3870104340	有限会社アシストジャパン	愛媛県松山市久米窪田町1164番地3	通所介護	アシストジャパン・デイサービスセンター3号館	愛媛県松山市南高井町1817-2	平成16年9月30日
3871100388	特定非営利活動法人AsanamiWorkCamp	愛媛県北条市苞木甲247番地3	通所介護	AWCデイサービスセンター	愛媛県北条市辻357番地1	平成16年9月30日
3870300658	愛媛物産株式会社	愛媛県北宇和郡松野町豊岡3063	通所介護	デイサービスなごみ荘	愛媛県宇和島市高串1番耕地424	平成16年9月30日
3870300666	愛媛物産株式会社	愛媛県北宇和郡松野町豊岡3063	短期入所生活介護	ショートステイなごみ荘	愛媛県宇和島市高串1番耕地424	平成16年9月30日
3870300674	愛媛物産株式会社	愛媛県北宇和郡松野町豊岡3063	特定施設入所者生活介護	ケアホームなごみ荘	愛媛県宇和島市高串1番耕地424	平成16年9月30日
3870400383	テルウェル西日本株式会社	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号	痴呆対応型共同生活介護	テルウェル西日本株式会社グループホームサルビア	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目2番9号	平成16年9月30日

○愛媛県告示第2194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870501255	医療法人十全会	愛媛県新居浜市北新町2-73	居宅介護支援	居宅介護支援事業所むつみ	愛媛県新居浜市中秋町9番52号	平成16年8月1日
3871400218	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	居宅介護支援	あんしんの家	愛媛県西予市宇和町新城1072番地	平成16年9月1日
3873200814	社会福祉法人興風会	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	居宅介護支援	幸風園	愛媛県越智郡大西町紺原甲290番地1	平成16年9月17日
3871500017	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	愛媛県東温市田窪300番地2	居宅介護支援	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	愛媛県東温市田窪300番地2	平成16年9月21日

○愛媛県告示第2195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3871000315	有限会社ほほえみ	愛媛県伊予市大平武領乙215番地9	通所介護	宅老所ほほえみ	愛媛県伊予市大平甲79番地1	愛媛県伊予市大平武領215番地9	平成16年8月23日
3870100991	社会福祉法人慈光会	愛媛県松山市水泥町405番地1	訪問介護	訪問介護事業所ていれぎ荘	愛媛県松山市水泥町405	愛媛県松山市水泥町405番地1	平成16年8月30日
3870101650	社会福祉法人慈光会	愛媛県松山市水泥町405番地1	通所介護	通所介護事業所ていれぎ荘	愛媛県松山市水泥町405	愛媛県松山市水泥町405番地の1	平成16年8月30日
3870200577	医療法人三省会	愛媛県今治市常盤町五丁目3番37号	訪問介護	ときわホームヘルプサービス	愛媛県今治市常盤町五丁目甲100番地30	愛媛県今治市常盤町五丁目3番33号	平成16年9月22日

○愛媛県告示第2196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870500679	株式会社サン	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	居宅介護支援	株式会社サン居宅介護支援事業所	愛媛県新居浜市須賀町1-4-25	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	平成16年8月1日
3871000307	有限会社ほほえみ	愛媛県伊予市大平甲79番地1	居宅介護支援	ほほえみ指定居宅介護支援事業所	愛媛県伊予市大平甲79番地1	愛媛県伊予市大平武領乙215番地9	平成16年8月23日
3870100330	社会福祉法人慈光会	愛媛県松山市水泥町405番地1	居宅介護支援	松山市在宅介護支援センターていれぎ荘	愛媛県松山市水泥町405	愛媛県松山市水泥町405番地1	平成16年8月30日

○愛媛県告示第2197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870100827	愛媛福祉器具有限会社	愛媛県松山市本町5-6-1	福祉用具貸与	愛媛福祉器具有限会社	愛媛県松山市本町5-6-1	平成16年9月1日
3873300069	社会福祉法人川内町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡川内町南方262	訪問介護	川内町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡川内町南方262	平成16年9月20日

3873300143	社会福祉法人重信町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡重信町志津川972	訪問介護	指定訪問介護事業所重信町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡重信町志津川972	平成16年9月20日
3873300150	社会福祉法人重信町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡重信町志津川972	福祉用具貸与	指定福祉用具貸与事業所重信町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡重信町志津川972	平成16年9月20日
3860190978	有限会社ハロー	愛媛県松山市空港通三丁目12番18	訪問看護	ハロー訪問看護ステーション	愛媛県松山市空港通三丁目12番18	平成16年9月27日
3870103318	有限会社瀬戸内メディカル	愛媛県松山市堀江町甲844番地6	通所介護	デイサービスクレセント馬木	愛媛県松山市馬木町524番1	平成16年9月27日

○愛媛県告示第2198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873300051	社会福祉法人重信町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡重信町志津川972	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所重信町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡重信町志津川972	平成16年9月20日
3873300069	社会福祉法人川内町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡川内町南方262	居宅介護支援	川内町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡川内町南方262	平成16年9月20日

○愛媛県告示第2199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・元船木池地区）の施行を平成16年10月18日認可した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、川内町南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曲里地区）の施行を平成16年10月18日認可した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、川内町保和土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・保免地区）の施行を平成16年10月18日認可した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2202号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定（昭和59年9月愛媛県告示第1184号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

表新居浜市の項の次に次のように加える。

西条市	小松町新屋数字東町裏、小松町新屋数字本町裏及び丹原町丹原
-----	------------------------------

表小松町の項及び丹原町の項を削る。

○愛媛県告示第2203号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置（昭和47年3月愛媛県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

表位置の欄中「周桑郡丹原町」を「西条市」に改める。

○愛媛県告示第2204号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、保内町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

- 保内町
- 西宇和郡保内町宮内1番耕地 260番地
- 代表者 町長 二宮 通明
- 西宇和郡保内町喜木3番耕地 224番地

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡保内町喜木津2番耕地388番地先から同439番2地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線、12点と24点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.30メートル)の陸と公有水面との接する線、24点から28点を順次直線で結んだ線並びに28点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡保内町喜木津2番耕地388番地先に設置された標柱)は、北緯33度31分46秒、東経132度23分11秒の地点

1点は、基点から真北329度42分00秒1.34メートルの地点

2点は、1点から真北212度09分33秒4.04メートルの地点

3点は、2点から真北211度55分55秒26.88メートルの地点

4点は、3点から真北212度18分02秒32.05メートルの地点

5点は、4点から真北304度59分52秒5.99メートルの地点

6点は、5点から真北304度59分52秒1.86メートルの地点

7点は、6点から真北302度31分18秒10.47メートルの地点

8点は、7点から真北261度21分35秒6.99メートルの地点

9点は、8点から真北242度57分20秒5.34メートルの地点

10点は、9点から真北270度39分58秒1.29メートルの地点

11点は、10点から真北270度39分58秒2.15メートルの地点

12点は、11点から真北277度42分00秒3.96メートルの地点

13点は、12点から真北282度09分36秒3.48メートルの地点

14点は、13点から真北336度54分57秒5.11メートルの地点

15点は、14点から真北327度16分25秒4.29メートルの地点

16点は、15点から真北314度31分39秒2.83メートルの地点

17点は、16点から真北329度52分09秒3.52メートルの地点

18点は、17点から真北356度55分07秒3.35メートルの地点

19点は、18点から真北332度49分09秒4.41メートルの地点

20点は、19点から真北352度23分20秒5.13メートルの地点

21点は、20点から真北73度46分28秒3.51メートルの地点

22点は、21点から真北49度53分24秒3.86メートルの地点

23点は、22点から真北293度29分15秒1.91メートルの地点

24点は、23点から真北272度17分40秒3.52メートルの地点

25点は、24点から真北56度22分12秒5.05メートルの地点

26点は、25点から真北56度34分54秒29.87メートルの地点

27点は、26点から真北56度34分34秒4.42メートルの地点

28点は、27点から真北56度35分17秒22.44メートルの地点

(3) 面積

3,360.44平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年10月28日 愛媛県指令河第654号

4 しゅん功認可年月日

平成16年10月29日

○愛媛県告示第2205号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、保内町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

保内町

西宇和郡保内町宮内1番耕地260番地

代表者 町長 二宮 通明

西宇和郡保内町喜木3番耕地224番地

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡保内町喜木津2番耕地439番2地先から同所440番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線、4点と25点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.30メートル)の陸と公有水面との接する線、25点から27点を順次直線で結んだ線並びに27点と1点を結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡保内町喜木津2番耕地388番地先に設置された標柱)は、北緯33度31分46秒、東経132度23分11秒の地点

1点は、基点から真北278度44分28秒49.53メートルの地点

2点は、1点から真北236度34分54秒4.42メートルの地点

- 3 点は、2 点から真北 236 度34分54秒 29.87メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北 236 度34分54秒5.89メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北 253 度30分11秒1.89メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北 341 度43分34秒7.88メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北 284 度45分31秒1.92メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北 290 度54分15秒1.54メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北 284 度53分37秒0.97メートルの地点
- 10点は、9 点から真北 252 度22分58秒3.77メートルの地点
- 11点は、10点から真北 1 度22分05秒3.35メートルの地点
- 12点は、11点から真北 303 度50分47秒6.10メートルの地点
- 13点は、12点から真北 294 度37分39秒5.69メートルの地点
- 14点は、13点から真北 336 度56分25秒8.12メートルの地点
- 15点は、14点から真北 342 度19分42秒5.82メートルの地点
- 16点は、15点から真北 342 度19分42秒2.26メートルの地点
- 17点は、16点から真北 9 度49分44秒7.97メートルの地点
- 18点は、17点から真北15度14分30秒7.49メートルの地点
- 19点は、18点から真北21度34分36秒7.10メートルの地点
- 20点は、19点から真北23度49分17秒4.95メートルの地点
- 21点は、20点から真北 343 度35分14秒5.56メートルの地点
- 22点は、21点から真北19度48分12秒9.53メートルの地点
- 23点は、22点から真北50度47分19秒5.68メートルの地点
- 24点は、23点から真北 2 度54分16秒6.12メートルの地点
- 25点は、24点から真北 338 度46分19秒7.71メートルの地点
- 26点は、25点から真北57度15分28秒0.35メートルの地点
- 27点は、26点から真北57度15分28秒4.40メートルの地点

(3) 面積

2,864.17平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成元年12月27日 愛媛県指令河第 888 号
 4 しゅん功認可年月日
 平成16年10月29日

○愛媛県告示第2206号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定に基づき、次の国際水域施設に接続する重要国際埠頭施設が国際航海船舶の利用に供される間において立入りを制限する区域を次のとおり設定する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

地区名	国際水域施設名	制限区域
三島川之江港村松地区	村松 2 号岸壁前面泊地	別図 1 ①に示す区域
	村松 5 号岸壁前面泊地	別図 1 ②に示す区域
	村松 6 号岸壁前面泊地	別図 1 ③に示す区域
	村松 7 号岸壁前面泊地	別図 1 ④に示す区域
	村松 8 号岸壁前面泊地	別図 1 ⑤に示す区域
三島川之江港大江地区	新大江 1 号岸壁前面泊地	別図 2 ①に示す区域
	新大江 2 号岸壁前面泊地	別図 2 ②に示す区域
東予港東港地区	東港（ - 7.5メートル）岸壁前面泊地	別図 3 ①に示す区域
	住友金属鉱山別子磯浦岸壁前面泊地	別図 3 ②に示す区域
松山港外港地区	第 1 埠頭 1 号岸壁前面泊地	別図 4 ①に示す区域
	第 1 埠頭 2 号岸壁前面泊地	別図 4 ②に示す区域
	新埠頭 1 号岸壁前面泊地	別図 5 に示す区域
	コスモ岸壁 Pr - 2 前面泊地	別図 6 ①に示す区域
	コスモ岸壁 Pr - 3 W E S T 前面泊地	別図 6 ②に示す区域
松山港今出地区	コスモ岸壁 Pr - 3 E A S T 前面泊地	別図 6 ③に示す区域
	垣生 4 号岸壁前面泊地	別図 7 に示す区域
宇和島港坂下津地区	帝人愛媛ドルフィン No. 1、No. 2 パース前面泊地	別図 8 に示す区域
	坂下津第 2 号岸壁前面泊地	別図 9 に示す区域

（制限区域を示す関係図面は、省略し、その図面は、愛媛県庁、四国中央土木事務所、西条地方局建設部、松山地方局建設部、宇和島地方局建設部、四国中央市役所、新居浜市役所、松山市役所及び宇和島市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷7号265番3から 同大字乙1085番2まで	旧	メートル 7.0～11.0	キロメートル 0.092	
			新	7.0～19.0	0.092	

○愛媛県告示第2208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷7号265番5から 同大字7号264番2まで	平成16年10月29日

○愛媛県告示第2209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字筒井字城新田1411番37から 同町大字北川原字西開846番1地先まで	旧	メートル 10.0～52.5 12.1～25.0	キロメートル 0.158 0.141	
			新	10.0～52.5	0.158	

○愛媛県告示第2210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字屋内甲1499番1から 同字甲1500番1まで	平成16年10月29日

○愛媛県告示第2211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	喜路能登線	宇和島市日振島852番地先から 同市日振島783番1まで	平成16年10月29日

○愛媛県告示第2212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施行者の名称
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画公園事業
2・2・72 持田公園
- 3 事業施行期間
平成16年10月29日から
平成17年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
松山市持田町三丁目 地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第2213号

建築確認申請のOA化に伴う区域指定（平成6年4月愛媛県告示第500号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

「、西条市」を削り、「全域」の下に「並びに西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報村、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町を除く区域」を加える。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
土地の売払い
 - (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
東温市樋口字前川甲1420番6	雑種地	316.45㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2155

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成16年12月6日（月）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成16年12月20日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者

とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第13号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月29日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。

本則中「所有者等」を「使用者等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会等の施設として上島町選挙管理委員会が指定したものと及びすでに指定したもののうちその名称の変更があったものは、次のとおりである。

平成16年10月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 指定したもの

施設の名称	所在地	収容人員
岩城生活文化センター	越智郡上島町岩城1441	150人
岩城開発総合センター	越智郡上島町岩城1254	250人
岩城コミュニティーセンター	越智郡上島町岩城1444	50人

2 名称の変更があったもの

変更前の名称	変更後の名称
弓削町老人福祉センター	弓削老人福祉センター
生名島開発総合センター	生名開発総合センター

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機械の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

県立病院血管連続撮影システム三式（血管造影X線診断装置二式、循環器系X線診断装置二式、周辺装置三式、据付け、調整等三式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期限

平成17年3月26日から31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立中央病院

愛媛県立今治病院

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

平成16年12月13日(月)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年12月13日(月)午後2時

愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased :
Angiography System of Prefectural Hospital , 3 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 13 December 2004
- (3) For further information , please contact: Property Management Section ,General Affairs Division ,Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機械の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

磁気共鳴画像診断(MRI)システム一式(磁気共鳴画像診断装置一式、周辺装置一式、据付け、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期限

平成17年3月26日から31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立南宇和病院

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

平成16年12月13日(月)午後2時20分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年12月13日(月)午後2時20分

愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased :
Magnetic Resonance Imaging System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:20 p.m . , 13 December 2004
- (3) For further information , please contact : Property Management Section ,General Affairs Division ,Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
C Rシステム一式（立位処理型画像読取装置一式、カセット処理型画像読取装置一式、画像制御装置一式、画像出力装置一式、撮影カセット一式、画像表示装置一式、周辺装置一式、据付け、調整等一式）

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期限
平成17年3月26日から31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成16年12月13日（月）午後2時40分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成16年12月13日（月）午後2時40分
愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな

ければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased :
Computed Radiography System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:40 p.m . , 13 December 2004
- (3) For further information , please contact : Property Management Section ,General Affairs Division ,Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の購入
- (2) 購入物品名及び数量
人工透析システム一式（逆浸透精製水製造システム一式、多人数用透析液供給装置20床用一式、透析用患者監視装置12台、個人用透析装置2台、HDF監視装置2台、透析制御システム一式、A剤溶解装置1台、B剤溶解装置1台、周辺装置一式、取付け、調整等一式）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成17年3月25日
- (5) 納入場所
愛媛県立今治病院
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成16年12月13日（月）午後3時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成16年12月13日（月）午後3時00分
愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : Hemodialysis System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p . m . , 13 December 2004
- (3) For further information , please contact : Property Management Section ,General Affairs Division ,Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の購入
- (2) 購入物品名及び数量
デジタルX線テレビシステム一式(デジタルX線テレビ装置一式)、周辺装置一式、取付け、調整等一式)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成17年3月25日
- (5) 納入場所
愛媛県立今治病院
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成16年12月13日(月)午後3時20分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成16年12月13日(月)午後3時20分
愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Digital Radiography System , 1 set

(2) Time limit of tender: 3:20 p.m . , 13 December 2004

(3) For further information , please contact : Property Management Section ,General Affairs Division ,Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794